

登録商標の使用に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、別表1に掲げる兵庫県が商標登録している商標の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本件商標を適用する指定商品又は指定役務の区分は、別表2に掲げるとおりとする。

(使用許諾の申請)

第3条 本件商標を使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、商標使用許諾申請書（様式第1号）を兵庫県中播磨県民センター長（以下、「センター長」という。）に提出しなければならない。

(意見聴取)

第4条 センター長は、前条の規定により申請があったときは、当該使用の可否について、銀の馬車道ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）に意見を求めるものとする。

2 協議会は、前項の意見聴取に対し、次の各号に該当していないかを検討し、その結果をセンター長に報告するものとする。

- (1) 銀の馬車道プロジェクトの趣旨に反し、または正しい理解の妨げになる場合。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのある場合。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのある場合。
- (4) その他、本件商標の使用について不相当と認める場合。

(使用許諾等)

第5条 センター長は、前条により聴取した意見をもとに本件商標の使用の可否を決定し、商標使用許諾（不許諾）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用の中止)

第6条 本件商標の使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用を中止しようとするときは、商標使用中止届（様式第3号）によりセンター長に届け出なければならない。

(使用許諾の取り消し)

第7条 センター長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。

(2) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の許諾の取り消しは、商標使用許諾取消通知書（様式第4号）をもって行う。

（責任の制限）

第8条 前条の規定により、商標の使用許諾を取り消した場合、使用者に損害が生じても、センター長はその責めを負わない。

2 使用者が、その使用によって、第三者に損害または損失を与えた場合でも、センター長は、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わない。

（使用料）

第9条 本件商標の使用料は、無料とする。

（目的外使用、権利譲渡の禁止）

第10条 使用者は、第5条の許諾を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（事務の処理）

第11条 本要綱に基づく事務の処理は、兵庫県中播磨県民センター県民交流室産業観光課（銀の馬車道担当）が行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月24日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日より施行する。


附 則

この要綱は、令和3年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表1（第1条関係）


商標	登録番号
銀の馬車道 (文字標記)	第5187415号 第6043303号
 (ロゴマーク)	第5941588号 第6046201号
銀馬車かぼちゃ (文字標記)	第6303187号

別表2 (第2条関係)

商標	銀の馬車道 (文字標記)	
区分	分類	指定商品又は指定役務
飲食物、酒	第30類	食品香料 (精油のものを除く。), 茶, 菓子及びパン, 調味料, 穀物の加工品, ぎょうざ, サンドイッチ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 肉まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, べんとう, ホットドッグ, ミートパイ, ラビオリ, 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用粉類
	第32類	ビール, 清涼飲料, 果実飲料, ビール製造用ホップエキス, 乳清飲料, 飲料用野菜ジュース
	第33類	泡盛, 合成清酒, 焼酎, 白酒, 清酒, 直し, みりん, サングリア, マッコリ, 梅を原料とするリキュール, 枸杞を原材料とする果実酒, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ, 中国酒, 枸杞を原材料とする薬味酒, 薬味酒
役務	第35類	<p> 広告のための商品展示会・商品見本市の企画又は運営, 商品の展示会・見本市・商品博覧会の企画・運営, 商品の展示会・商品のキャンペーンの企画・運営又は開催, 商品の展示会の開催及び運営, 販売促進又は広告目的の貿易見本市・展示会及び発表会の企画及び運営, 商品見本市・商品展示会・商業又は広告のための商品博覧会の企画・運営及び開催, 広告業, 経営の診断又は経営に関する助言, 商品の販売に関する情報の提供, ホテルの事業の管理, 商業に関する情報の提供, 消費者のための商品購入に関する助言と情報の提供, 他人の商品及びサービスのライセンスに関する事業の管理, 販売を目的とした、各種通信媒体による商品の紹介, 市場調査又は分析, 輸出入に関する事務の代理又は代行, 広告用具の貸与, トレーディングスタンプの発行, 一般事務の代理または代行, 事業の管理又は運営に関する一般事務の代理又は代行, 商品の受注発注事務の代理, 商品の販売に関する事務の代理又は代行又はこれらに関する情報の提供, 通信販売に関する事務の代理又は代行又はこれらに関する情報の提供, 文書又は磁気テープのファイリング, 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 茶・コーヒー及びココアの小売又は </p>

	卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 39 類	イベントに関する輸送，鉄道による輸送，車両による輸送，船舶による輸送，航空機による輸送，道路情報の提供，貨物のこん包・貨物の積卸し・貨物の輸送の媒介又はこれらに関する情報の提供，貨物のこん包，貨物の輸送の媒介，貨物の積卸し，データ・書類・デジタル写真・音楽・画像・ビデオ及びコンピューターゲームを記憶させた記録媒体の物理的な保管，寄託を受けた物品の倉庫における保管，他人の携帯品の一時預かり，配達物の一時預かり，倉庫及び駐車場の提供に関する情報の提供，倉庫の提供，駐車場の提供，イベントのための乗り物の貸与，自動車の貸与，船舶の貸与，自転車の貸与，航空機の貸与，機械式駐車装置の貸与，車椅子の貸与，名所・旧跡・観光地を散策するツアーの企画・運営又は開催，ゴルフツアー・観劇ツアー・スポーツ観戦ツアー・スケッチ旅行の企画及び実施，海外における教育実習・実務研修・留学及び滞在のための海外旅行の企画又は実施，船舶・ヨット・漕艇用ボート・モーターボート・帆船・カヌーその他水上の乗物の貸与・予約・及び提供，企画旅行の実施，旅行者の案内，旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ
第 41 類	技芸・スポーツ又は知識の教授，セミナーの企画・運営又は開催，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）
第 43 類	宿泊施設の提供，宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ，インターネ

	<p>ット利用環境にある飲食店による飲食物の提供，コミック誌を有するインターネットカフェを備えた娯楽施設での飲食物の提供，茶・コーヒー・ココア・清涼飲料・果実飲料又はアルコール飲料を主とする飲食物の提供，その他飲食物の提供，高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く。），保育所における乳幼児の保育，コンピュータ・オーバーヘッドプロジェクター・テレビジョン受信機・ビデオテープレコーダー・録音設備を備えた会議室の提供，商品の販売のための展示施設の貸与，集会・会議・展示のための施設の提供，会議室の貸与，展示施設の貸与，おしぼりの貸与，タオルの貸与</p>
--	--

商標	 <p>(ロゴマーク)</p>	
区分	分類	指定商品又は指定役務
飲食物、酒	第30類	食品香料（精油のものを除く。），コーヒー及び茶，薬草浸出液（医療用のものを除く。），茶，果実茶，代用茶，あまちゃづる茶，そば茶，びわ茶，どくだみ茶，はとむぎ茶，ゆずを加味した茶，オオバコ茶，クコ茶，クマザサ茶，緑茶の飲料，紅茶を原料とする茶飲料，コーヒー，ココア，ミルクコーヒー飲料，代用コーヒーおよび代用コーヒーエキス，菓子，パン，サンドイッチ，中華まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，ホットドッグ，ミートパイ，ウエハース，タコス，トルティーヤ，肉まんじゅう，パオズ，ゆずの果汁入りポン酢，ゆずを加味した調味料，ポン酢，調味料，食用ライスペーパー，穀物の加工品，ぎょうぎ，しゅうまい，すし，たこ焼き，弁当，ラビオリ，おにぎり，お粥，お好み焼，チャーハン，リゾット，ワンタン，春巻き，調理済み麺類，野菜と牛肉を混ぜたご飯（ビビンバ），即席米飯，ラザニア，米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，食用粉類
	第32類	シャンディー，ビール，アルコール分を含まない飲料，スムージー（果実を主成分とする果実飲料），ビタミンを強化した飲料水，野菜飲料，清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース，ビール製造用ホップエキス，アルコール分を含まないカクテル，栄養補給のためのアルコール分を含有しない飲料，アルコール分を含まないカクテルのもと，乳清飲料，飲料製造用エッセンス，飲料製造用調製品
	第33類	泡盛，合成清酒，焼酎，白酒，清酒，直し，みりん，サングリア，マッコリ，梅を原料とするリキュール，枸杞を原材料とする果実酒，洋酒，果実酒，酎ハイ，中国酒，枸杞を原材料とする薬味酒，薬味酒

<p>役務</p>	<p>第 35 類</p>	<p> 広告のための商品展示会・商品見本市の企画又は運営，商品の展示会・見本市・商品博覧会の企画・運営，商品の展示会・商品のキャンペーンの企画・運営又は開催，商品の展示会の開催及び運営，販売促進又は広告目的の貿易見本市・展示会及び発表会の企画及び運営，商品見本市・商品展示会・商業又は広告のための商品博覧会の企画・運営及び開催，広告業，経営の診断又は経営に関する助言，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理，商業に関する情報の提供，消費者のための商品購入に関する助言と情報の提供，他人の商品及びサービスのライセンスに関する事業の管理，販売を目的とした、各種通信媒体による商品の紹介，市場調査又は分析，輸出入に関する事務の代理又は代行，広告用具の貸与，トレーディングスタンプの発行，一般事務の代理または代行，事業の管理又は運営に関する一般事務の代理又は代行，商品の受注発注事務の代理，商品の販売に関する事務の代理又は代行又はこれらに関する情報の提供，通信販売に関する事務の代理又は代行又はこれらに関する情報の提供，文書又は磁気テープのファイリング，飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，茶・コーヒー及びココアの売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客 </p>
-----------	---------------	--

	客に対する便益の提供, おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 39 類	イベントに関する輸送, 鉄道による輸送, 車両による輸送, 船舶による輸送, 航空機による輸送, 道路情報の提供, 貨物のこん包・貨物の積卸し・貨物の輸送の媒介又はこれらに関する情報の提供, 貨物のこん包, 貨物の輸送の媒介, 貨物の積卸し, データ・書類・デジタル写真・音楽・画像・ビデオ及びコンピューターゲームを記憶させた記録媒体の物理的な保管, 寄託を受けた物品の倉庫における保管, 他人の携帯品の一時預かり, 配達物の一時預かり, 倉庫及び駐車場の提供に関する情報の提供, 倉庫の提供, 駐車場の提供, イベントのための乗り物の貸与, 自動車の貸与, 船舶の貸与, 自転車の貸与, 航空機の貸与, 車椅子の貸与, 名所・旧跡・観光地を散策するツアーの企画・運営又は開催, ゴルフツアー・観劇ツアー・スポーツ観戦ツアー・スケッチ旅行の企画及び実施, 海外における教育実習・実務研修・留学及び滞在のための海外旅行の企画又は実施, 船舶・ヨット・漕艇用ボート・モーターボート・帆船・カヌーその他水上の乗物の貸与・予約・及び提供, 企画旅行の実施, 旅行者の案内, 旅行に関する契約(宿泊に関するものを除く。)の代理・媒介又は取次ぎ
第 41 類	博物館・美術館における展示物の解説又は案内, 美術館における美術品の展示及び博物館における資料・文化財の展示, 品質管理及び品質保証に関する監査人のためのセミナーの企画・運営又は開催, 料理に関するコンテストの企画・運営及び開催, 食に関する興行の企画・運営又は開催, オルゴール博覧会・展示会の企画・運営又は開催, デザインに関する博覧会・展示会の企画・運営又は開催, フラワーアレンジメントに関する博覧会・展示会の企画・運営, 科学・経済・文化等のための博覧会・展示会の企画および運営, 科学・文化又は教育のための博覧会・展示会の企画・運営又は開催に関する情報の提供及び助言, 工芸・美術・デザインに関する博覧会・展示会の企画・運営又は開催, 旅行に関するイベントの企画・運営又は開催, 料理教室の企画・運営及び開催, 料理に関するセミナーの企画・運営及び開催, 食に関するセミナー・研究会・講演会の企画・運営又は開催, セミナーの企画・運営又は開催, 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営, 演芸の上演, 演劇の演出又は上演, 音楽の演奏, 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。), 興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。), 料理に関する教授, 飲食物・栄養に関する知識の教授, 技芸・スポーツ又は知識の教授, 資格の認定及び資格の付与, 資格検定試験の企画・運営又は実施, 電子出版物の提供, 図書及び記録の供覧, 図書の貸与, 飲食物・栄養に関する

	書籍の制作，書籍の制作，電子出版物の制作，スパイスに関する資料の展示のための施設の提供，美術品の展示施設の提供，料理に関する展示施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，娯楽の提供
第 43 類	宿泊施設の提供，宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ，インターネット利用環境にある飲食店による飲食物の提供，コミック誌を有するインターネットカフェを備えた娯楽施設での飲食物の提供，茶・コーヒー・ココア・清涼飲料・果実飲料又はアルコール飲料を主とする飲食物の提供，その他飲食物の提供，高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く。），保育所における乳幼児の保育，コンピュータ・オーバーヘッドプロジェクター・テレビジョン受信機・ビデオテープレコーダー・録音設備を備えた会議室の提供，商品の販売のための展示施設の貸与，集会・会議・展示のための施設の提供，会議室の貸与，展示施設の貸与，おしぼりの貸与，タオルの貸与

商標	銀馬車かぼちゃ（文字標記）	
区分	分類	指定商品又は指定役務
役務	第 35 類	<p> 広告のための商品展示会・商品見本市の企画又は運営，商品の展示会・商品のキャンペーンの企画・運営又は開催，広告業，トレーディングスタンプの発行，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，消費者のための商品購入に関する助言と情報の提供，他人の商品及びサービスのライセンスに関する事業の管理，販売を目的とした各種通信媒体による商品の紹介，商品の販売に関する情報の提供，商品の販売に関する事務の代理又は代行又はこれらに関する情報の提供，通信販売に関する事務の代理又は代行又はこれらに関する情報の提供，文書又は磁気テープのファイリング，広告用具の貸与，織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かぼちゃを使用した菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食用粉類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かぼちゃ </p>

	<p>の成分を含む清涼飲料及びかぼちゃの成分を含む果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かぼちゃ入りの加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，種子類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，苗の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p>
第 41 類	<p>料理に関する教授，飲食物・栄養に関する知識の教授，技芸・スポーツ又は知識の教授，料理に関するコンテストの企画・運営及び開催，食に関する興行の企画・運営又は開催，旅行に関するイベントの企画・運営又は開催，料理教室の企画・運営及び開催，料理に関するセミナーの企画・運営及び開催，食に関するセミナー・研究会・講演会の企画・運営又は開催，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，電子出版物の制作，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，演芸の上演，音楽の演奏，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），料理に関する展示施設の提供</p>

(備考) 分類については、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）別表による。